明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号ト の規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四〇、四一）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四二～四四）

○円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**一三）

○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**同**一四）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**二）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**三）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一一四）　四

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一一五）　五

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき、学校の認定を行った件（**経済産業**五、六）

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき、学校の認定を取り消した件（**同**七）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**二二九～二三四）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**二三五～二三八）　六

○確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない小荷物専用昇降機を定める件（**同**二三九）　六

○定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（**同**二四〇）　九

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（**環境**六）

○道路に関する件（**北陸地方整備局**二～七）　一〇

○道路に関する件（**中国地方整備局**七）

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一、二）

〔**国会事項**〕　二

〔**人事異動**〕

法務省　財務省　三

〔**皇室事項**〕　三

〔**官庁報告**〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三

〔**資料**〕

平成二十七年十一月中国際収支状況（速報）及び平成二十七年七～九月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　三

〔**公告**〕

諸事項

裁判所

公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　二九

会社その他